

## 相続の概要

相続の一般的な手続きは、1)死亡時の手続き、2)相続資産の確定、3)相続人の確定、4)相続税の計算、5)相続の仕方の確定、6)相続資産の名義変更と不動産相続登記になっています。

### 1)死亡時の手続き

- 死亡届⇒亡くなった日から7日以内 一般的には葬儀屋さんがやってくれます
- 銀行・郵貯銀行等に死亡を通知する⇒通帳は凍結しておろせなくなりますが、相続人へ名義を変更すると下ろせるようになります。年金なども停止手続きをします。
- 借金等があって相続を放棄する場合は、死亡から3ヶ月以内に家庭裁判所で手続きを行います。
- 相続税の関係では、死亡した日から10ヶ月以内に行わないと延滞金がかかります。

### 2)相続資産の確定

- ①土地・建物 法務局に行き登記事項証明書を取寄せて1件ずつ調べる、コンピュータ化されたので登記事項証明書(登記簿謄本)は、1つの法務局で全国のもの取得できます。
- ②通帳 郵貯銀行、各銀行毎に名義人・住所・口座番号・金額を確定します
- ④証券 1件毎に名義人・住所・持ち株数を確定します
- ⑤その他、車、家財、墓 など

↓

相続資産の価値の確定⇒具体的に相続する場合の価値は

- ① 土地・建物の価格は、近隣の売買価格(成約価格)から時価を割り出すか、または公示地価から時価を想定します。
- ② 預金・貯金・証券・現金・その他の資産などの金額の確定は、死亡時の金額、評価額で確定します

### 3)相続人の確定

1. 配偶者は必ず相続人となります
2. 相続の第一順位は子供、死亡していたら代襲相続(直系の子供は無限に代襲相続権があります)、子供が居なければ第二順位で親、死亡していたら代襲相続(父母も代襲相続があり、祖父母が相続権を受け継ぎます)、親も居なければ第三順位で兄弟姉妹、死亡していたら代襲相続(兄弟姉妹は子供までが代襲相続権があります)
3. 遺言の場合、遺留分請求権があるのは配偶者と子、父母です。兄弟姉妹にはありません。遺留分は、法定相続の2分の1です。

### 4)相続税の計算

相続税を計算する場合の資産額の確定は

- 土地は路線価(相続税評価額)
- 建物は固定資産税評価額
- 預金・証券・現金などの金額は、亡くなった時点の金額です

相続税の計算では控除額があります(平成24年8月時点 基本控除5,000万円 プラス相続人の数×1,000万円)

控除後の相続資産の評価額を確定し、法定相続した場合の相続税合計を計算します。

実際の相続税の納税は、合計相続税額に各相続人の相続比率を掛けて、各相続人の相続税を割り出し納税します。

5) 相続の仕方の確定 法定相続または遺産分割協議書

1. 法定相続は、第一順位「配偶者2分の1、子供2分の1（子の人数が多ければその人数で2分の1を割った分が各子供1人の相続分）」、第二順位「配偶者3分の2、親3分の1」、第三順位「配偶者4分の3、兄弟4分の1」です。
2. 法定相続通りにしないのなら、遺産分割協議書を作成し、その中で分割する相続財産と相続人を記入し、相続人全員の署名、押印(実印)を行い印鑑証明書を添付します。相続人が多数いながら、1人が一括して相続する場合でも、相続人全員の同意を明確化する遺産分割協議書が必要です。

6) 相続資産の名義変更と不動産相続登記

1. 銀行・郵貯銀行・証券会社等での名義変更⇒遺産分割協議書や銀行・郵貯銀行独自の書類と、通帳・株券・戸籍謄本などの必要書類を持って各相続人が銀行・郵貯銀行・証券会社で名義変更を行います
2. 不動産の名義変更⇒遺産分割協議書・相続関係図・登記申請書・戸籍謄本・住民票・代理権証書などの必要書類を持って、各相続人や代理人が法務局で不動産の相続登記を行います。

詳しくは、税金は税理士、登記関係は司法書士などに御相談ください。また、各法務局のホームページ等をご覧ください。